

# 介護保険の手引き

<概要版>

八尾市

# どんなしくみになっているの？

「介護保険制度」は、40歳以上の人全員が加入する(※)国の保険制度で、市町村が運営しています。加入者は保険料を負担し、介護が必要と認定された時には、費用の一部(1~3割)を支払い、介護(介護予防)サービスを利用するしくみです。※医療保険未加入者を除く

介護保険料の納め方は、年齢によって異なります。

## 65歳以上の人

65歳以上の方は、「第1号被保険者」といいます。

65歳になると、「介護保険被保険者証」と保険料に関する通知書が、それぞれ届きます。

年金が年額18万円以上の方は「特別徴収」に該当し、年金から天引きになります。

年金が年額18万円未満の方は、「普通徴収」に該当し、納付書や口座振替で納めます。

## 40歳以上65歳未満の人

40歳以上65歳未満の医療保険に加入している人は、「第2号被保険者」といいます。

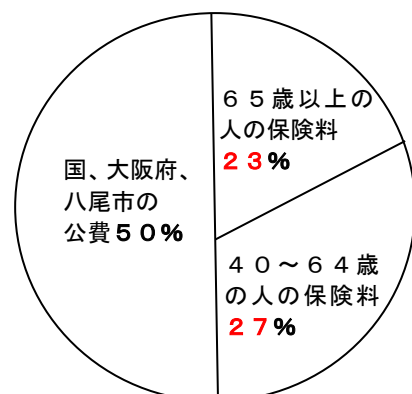
第2号被保険者は、医療保険者を通じて保険料を納めます。(医療保険の保険料に介護保険の保険料が含まれています。)

## ※特定疾病

- がん(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。)
- 筋萎縮性側索硬化症
- 後縦靭帯骨化症
- 骨折をともなう骨粗鬆症
- 多系統萎縮症
- 初老期における認知症
- 脊髄小脳変性症
- 脊柱管狭窄症
- 早老症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症、糖尿病性網膜症
- 脳血管疾患
- 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
- 閉塞性動脈硬化症
- 関節リウマチ
- 慢性閉塞性肺疾患
- 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

## 介護保険の財源

介護保険の財源は、保険料と公費がそれぞれ半分ずつ負担しています。みなさんの保険料が介護保険を支えています。



# 八尾市の介護保険料について

65歳以上の第1号被保険者の方に、毎年4月及び7月に保険料額決定通知書を送付します。介護保険は、支えあいの制度です。介護保険制度を利用するしないにかかわらず、通知書に基づき保険料を納めていただきます。

令和3年度 介護保険料			
所得段階	対象者	保険料率	年額保険料（円）
第1段階	生活保護を受給している人 老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の人 世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	0.30	23,610
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え、120万円以下の人	0.45	35,410
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える人	0.70	55,080
第4段階	本人が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下で、同一世帯に市民税課税者がいる人	0.90	70,820
第5段階 <b>基準額</b>	本人が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え、同一世帯に市民税課税者がいる人	1.00	78,680
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が100万円未満の人	1.20	94,420
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が100万円以上120万円未満の人	1.25	98,350
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円以上170万円未満の人	1.40	110,160
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が170万円以上210万円未満の人	1.50	118,020
第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.75	137,690
第11段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が320万円以上500万円未満の人	1.90	149,500
第12段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が500万円以上800万円未満の人	1.95	153,430
第13段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が800万円以上1000万円未満の人	2.05	161,300
第14段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が1000万円以上の人	2.25	177,030

災害などの特別な事情がないのに保険料を滞納していると、次のような介護サービス利用の制限があります。

納期限から 1年経過	介護サービス費の費用がいったん全額利用者負担になり、あとで保険給付が支払われます。
納期限から 1年6ヶ月経過	一時的に保険給付が差し止められます。さらに滞納が続く場合には、差し止められた保険給付額から滞納分を控除することがあります。
納期限から 2年経過	利用者負担額が3割または4割に引き上げられ、高額介護サービス費が受けられなくなります。

# 介護が必要になったら…

介護（介護予防）サービスを利用するためには、「介護が必要な状態である」という八尾市の認定を受ける必要があります。まずは、市役所の高齢介護課に申請書を提出し、認定調査を受けてください。「介護が必要な状態かどうか」、「どのくらいの介護が必要か（要介護状態区分）」が決定され、通知書が届きます。

## ① 申請します。

まず、八尾市役所 本館2階の高齢介護課窓口で、「要介護認定」の申請をしましょう。  
郵送申請も可能です。（宛先：八尾市役所高齢介護課 八尾市本町1-1-1）

### 【申請に必要なもの】

- ・「要介護・要支援認定申請書」
  - ・「連絡先等について」
- ※窓口、ホームページにもあります
- ・主治医の氏名、医療機関名、所在地、電話番号がわかるもの
  - ・介護保険被保険者証
  - ・健康保険被保険者証（40歳以上65歳未満の場合）
  - ・個人番号カード



## ② 認定調査を受けます。主治医の意見書が作成されます。

### ●認定調査

申請後、市の職員等から訪問日時についての連絡があります。約束した日に認定調査を受けてください。

### ●主治医意見書

本人の主治医に、心身の状況についての意見書を作成してもらいます。（市から主治医に依頼しますので、手続きは不要です。）



## ③ 認定結果が通知されます。

### ●審査・判定

認定調査と主治医意見書をもとに、介護認定審査会で審査・判定を行い、要介護状態区分を決定します。

### ●認定結果の通知

審査・判定後に、市から認定結果通知書、要介護状態区分等が記載された被保険者証、利用者負担割合が記載された負担割合証が届きます。

# こんなときはどうしたらいいの？

## ○自分で申請書を記入できない。自分で申請に行くことができない。

家族や成年後見人、高齢者あんしんセンター（八尾市地域包括支援センター）、または事業者（※）に、申請を代行してもらうことができます。（※）省令で定められた居宅介護支援事業者や介護保険施設など  
3ページにある【申請に必要なもの】がそろっていれば、印鑑や委任状は必要ありません。

## ○認定調査を受けるのが不安。

認定調査やケアプラン作成時に外国語通訳や点訳・手話通訳が必要な方には、「コミュニケーションサポーター」という点訳者等を派遣しています。点訳等にかかる費用は全額八尾市が負担しますので、高齢介護課（072-924-9360）までご相談ください。

## ○保険料が高くて、払えない。

次のいずれかに該当する場合は、保険料の猶予や減免の申請をすることができます。詳しくは、高齢介護課までご相談ください。

- ① 災害により、住宅等の財産について、著しい損害を受けた
- ② 生計中心者の死亡、障がい、長期の入院により、収入が著しく減少した
- ③ 生計中心者の失業（自己都合の失業は除く）等によって、収入が著しく減少した
- ④ 最低限度の生活を維持することが困難（生活保護法に規定された要保護者と同等の状態にある方）

## ○利用者負担額がどれくらいかかるか、心配だ。

負担割合が1割の方（※）の費用の目安 （※）負担割合証に「1割」と記載されている方

### ○デイサービス（8時間以上9時間未満）

要介護1だと・・・

1回の利用者負担額は695円程度。

週2回利用すると1ヶ月で5,560円程度。

要介護5だと・・・

1回の利用者負担額は1,214円。

週2回利用すると1ヶ月で9,712円程度。

### ○訪問介護（身体介護）（30分以上1時間未満）

要介護1～5の方

1回の利用者負担額は423円程度。

週2回利用すると1ヶ月で3,384円程度。

※早朝、深夜の時間帯に利用すると、料金に加算が  
つきます。

利用者負担額はサービスの種類、回数、要介護状態区分などによって異なりますので、ケアプランを作成する時に介護支援専門員に確認するか、高齢者あんしんセンターに相談してください。

# 認定結果通知書が届いたら…

## ① 要介護状態区分と有効期間を確認しましょう。

要介護状態区分は、介護度が重い順に、要介護5, 4, 3, 2, 1 > 要支援2, 1 > 非該当があります。



## ② サービスを利用するため、ケアプランを作成します。 ※在宅サービスの場合

### ○要介護1～5と認定された人

指定居宅介護支援事業者に、ケアプランの作成を依頼するため、事業者を選び連絡します。

居宅介護支援事業者のケアマネジャーに訪問してもらい、本人や家族と必要なサービスについて話し合います。

サービスの種類や回数が記入された「ケアプラン」が、完成します。

### ○要支援1～2と認定された人

高齢者あんしんセンター（八尾市地域包括支援センター）一覧(※)の中から、お住まいの中学校区を担当する高齢者あんしんセンターに、連絡します。

※認定結果通知書に同封しています

高齢者あんしんセンターの職員に訪問してもらい、本人や家族と必要なサービスについて話し合います。

サービスの種類や回数が記入された「ケアプラン」が、完成します。

○非該当と認定された人は、八尾市が行う「介護予防教室」や「介護予防・日常生活支援総合事業」等を利用できます。詳しくは、高齢者あんしんセンター（072-924-9306）へお問い合わせください。



## ③ サービスを利用します。

ケアプランに基づいて、サービスを利用します。

サービス利用時は、サービス事業者に「被保険者証」と「負担割合証」を提示してください。

また、サービスを利用して困ったことがあれば、サービス事業者に連絡しましょう。



## ④ サービスにかかった費用を支払います。

サービス事業者を支払うのは、サービス費用の一部(※)です。

月毎にサービス事業者から請求がありますので、利用者負担額を支払ってください。

なお、ケアプラン作成には費用はかかりませんので、居宅介護支援事業者からの請求はありません。

※負担割合は、「負担割合証」に記載されています。

# どんなサービスがあるの？

## 在宅サービス

### ○通所して利用する

デイサービスセンターや医療機関等で、食事、入浴などの日常生活上の支援や生活行為向上のための支援、リハビリテーションを日帰りで受けることができます。

### ○訪問を受けて利用する

ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの身体介護や調理、洗濯などの生活援助を行ったり、看護師等が居宅を訪問し、療養上の世話や診療の補助を行ったりします。

### ○短期間入所する

福祉施設等に短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。

### ○在宅での暮らしを支える

日常生活の自立を助けるため、福祉用具の貸与が受けられます。

### ○認知症の方を対象としたサービス

認知症の高齢者が、デイサービスを行う施設などに通ったり、グループホームに入居したりして、日常生活上の世話や機能訓練などの介護サービスを受けられます。

☆このほかにも、いろいろなサービスがありますので、高齢介護課、高齢者あんしんセンター（八尾市地域包括支援センター）、ケアマネジャーなどにお尋ねください。

## 施設サービス

### ○施設に入所する

施設サービスを利用できるのは、「要介護」の認定を受けた方のみ(※)になります。  
また、入所申し込みは、施設へ直接行います。

○介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） (※)介護老人福祉施設は原則要介護3以上の人が対象となります。

常時介護が必要で居宅での生活が困難な人が入所して、日常生活上の支援や介護が受けられます。

○介護老人保健施設

状態が安定している人が在宅復帰できるよう、リハビリテーションを中心としたケアを行います。

○介護療養型医療施設

急性期の治療を終え、長期の療養を必要とする人のための医療施設です。

○介護医療院

長期の療養を必要とする人のための医療施設で、医療と日常生活上の介護を一体的に提供します。

# お問い合わせ先

内容	窓口・連絡先
介護保険制度に関すること	八尾市高齢介護課 (電話：072-924-9360 FAX：072-924-1005)
高齢者の総合相談窓口 (高齢者あんしんセンター(基幹型地域包括支援センター))	基幹型高齢者あんしんセンター(八尾市高齢介護課地域支援室内) (電話：072-924-9306 FAX：072-924-3981)
街かどデイハウス、徘徊高齢者支援など	八尾市高齢介護課 地域支援室 (電話：072-924-3837 FAX：072-924-3981)
緊急通報システム、介護用品の支給、高齢クラブ、高齢者ふれあい農園など	八尾市高齢介護課 (電話：072-924-3854 FAX：072-924-1005)
特定検診、がん検診など	八尾市保健センター(八尾市健康推進課) (電話：072-993-8600 FAX：072-996-1598)
障がい福祉サービスに関すること	八尾市障がい福祉課 (電話：072-924-3838 FAX：072-922-4900)
後期高齢者医療制度に関すること	八尾市健康保険課 高齢者医療係 (電話：072-924-3997 FAX：072-923-2935)
国民健康保険に関すること	八尾市健康保険課 (電話：072-924-3865 FAX：072-923-2935)
車いすの貸出し	八尾市社会福祉協議会 (電話：072-991-1161 FAX：072-924-0974)
福祉・家事援助サービス(有償)の提供	シルバー人材センター (電話：072-924-2001 FAX：072-992-8282)
移送サービス(有償)の提供	サポートやおボランティアセンター (電話：072-925-1045 FAX：072-925-1161)
成年後見制度についての相談	八尾市社会福祉協議会 権利擁護センター (電話：072-991-1161 FAX：072-924-0974)
消費生活・多重債務(借金)に関すること	八尾市産業政策課 八尾市消費生活センター (電話：072-924-8531 FAX：072-924-0180)
防犯・振り込め詐欺に関すること	八尾警察署 (電話：072-992-1234 FAX：072-924-5270)